

【取扱い厳重注意】

平成23年10月4日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 岡田 幸大 (担当4)

仁保 智紀 (担当2、3、5)

平成23年10月4日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

(財)放射線影響協会常務理事 吉田 敏雄 (事故当時は安全委員会技術参与)

2 聴取日時

平成23年10月4日午後1時50分頃から同日午後3時25分頃まで

3 聴取場所

虎の門三井ビル2階 原子力安全委員会第1・2会議室

4 聴取者

飯崎 準 参事官補佐

岡田 幸大 参事官補佐

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

広瀬内閣府参与の活動の態様及び汚染水の海洋放出について別紙のとおり。

第3 特記事項

下線部については、先方から、特に強い不開示の要望があった。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

吉田参与は、3月29日から5月10日頃まで、原子力安全委員会技術参与として、広瀬内閣府参与の活動の支援を行っていた。

2. 広瀬参与の活動の態様（総論）

- 3月25日頃、広瀬参与から私（吉田参与）に対し連絡があり、「安全委員会が事故対応で大変なので手伝ってほしい」と言われた。これを受け、私（吉田参与）は、広瀬参与の意向で、29日に安全委員会技術参与に任命され、広瀬参与の安全委員会における活動を支援することとなった。その後、5月10日頃、広瀬参与が政府の対IAEA報告書作成のため保安院で勤務するようになったため、私（吉田参与）は、放射線影響協会に戻り、本来の業務に当たることにした。なお、3月28日に広瀬氏の内閣府参与への任命は、枝野官房長官の指示によると聞いているが、詳細は承知していない。
- 私（吉田参与）が広瀬参与の補佐を依頼されたのは、JCO事故の際に広瀬参与とともに事故対応に当たった経験があったからであると思う。当時、広瀬参与は旧科学技術庁（以下、「科技庁」という）安全課長として、科技庁本庁において、事故対応の指揮を執っていた。他方、私（吉田参与）は、同課管理官であり、現地対策本部に出向いて指揮を執るとともに、広瀬参与との間で連絡を取り合い、現場と本庁が連携しながら事故対応に当たった。なお、当時、岩橋現安全委員会事務局長は科技庁核燃料課長であり、広瀬参与、岩橋局長、私（吉田参与）の三人で、科技庁とともに事故対応に当たっていた安全委員会に対して、状況説明等を行っていた。
- 広瀬参与は、内閣府参与に任命された直後から、「JCO事故時は安全委員会が事故対応において先頭に立っていたのに、今回の事故では、同委員会の活動の様子が外部から見えない。安全委員会は、より積極的に事故対応に関与すべきである」という問題意識を持っていた。他方、安全委員会は、「我々はあくまで助言組織であり、他の機関から照会があった場合に回答するのが職務である」という姿勢であった。このため、当初は、広瀬参与と安全委員会との間で、事故対応に対する姿勢に違いがあり、安全委員会にとって、広瀬参与は疎ましい存在であったのかもしれない。
- 広瀬参与は、3月28日に内閣府参与に任命された当初、安全委員会の下に、①事故調査委員会、②健康管理に関する委員会、③（明確には記憶していないが）モニタリングに関する委員会、の3つの委員会を立ち上げるべきという考えを持っていた。ただし、①については、政府内部に別途事故調査委員会を立ち上げる予定であるとの理由で、官邸から認められなかった。②についても、周辺住民の被ばく評価を行う必要性から検討されたものであるが、官邸の理解が得られず、実現しなかった。
- 広瀬参与の下では、私（吉田参与）の他に、JAEA（日本原子力研究開発機構）の■■■■氏及び神田安全委員会総務課企画官の二名が加わり、合計4名の体制（以下、「広瀬チーム」という）で、安全委員長と事務局長の間の部屋を借りて業務に当たっていた。

【取扱い厳重注意】

原子力安全委員会と官邸（特に、枝野官房長官、福山官房副長官、細野補佐官）との関係は、一元的に広瀬参与が担当しており、官邸からの指示を広瀬参与が受けて、安全委員会として対応することや、逆に、広瀬参与や安全委員会の考えを、広瀬参与が官邸に説明に行くことが多かった。

- 安全委員会内部においては、広瀬参与の発案で、3月下旬ごろから「朝会」が開催されるようになった。この「朝会」は、毎朝8時半頃から開催され、広瀬チームに加えて、安全委員や事務局長、補佐以上の事務局職員が出席して、懸案等についての現状の説明を行ったり、政策の方向性を議論したりすることで、情報共有や意思統一が図られた。広瀬チームと安全委員会は原則として別系統で動いていたが、この「朝会」を通じて、意見のすり合わせが行われるとともに、「この案件は広瀬チームで引き取ります」と言ったやり取りを通じて、業務の割り振りが決められることもあった。
- （当方より、広瀬参与と安全委員会との法的な関係について問うたところ）広瀬参与はあくまで内閣府参与であり、内閣府に関連する業務に携わることはできるが、安全委員会を法的・制度的に代表したり、安全委員会に指示したりすることはできなかつたはずである。したがって、確かに執務室は安全委員会に置かれていたが、広瀬参与が行った活動はあくまで内閣府参与としてのものであり、安全委員会の了承を得て行っていたというのが、正しい理解であろう。ただし、安全委員会としての決定が必要な場合には、上記「朝会」等を通じて委員等に説明し、必要な同意を得て、決定を行っていた。
- （当方より、今回の事故対応において、広瀬参与と小佐古参与は似たような立場にありながら、広瀬参与の方がより強い影響力を持っていたように感じられる点を指摘しつつ、その理由について問うたところ）政策を実行するには、調査、立案、資料作成、対外的説明・説得等、膨大な業務が発生する。安全委員会内部には快く思っていなかった職員等もいるかもしれないが、広瀬参与は、安全委員会事務局職員を実動部隊として使うことができたのが大きかったのではないかと。小佐古参与には、こうした作業を行う要員がいなかった。

3. 広瀬参与の活動の態様（各論、汚染水の海洋放出を除く）

- （4月22日に原子力災害対策本部が発表した）計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定については、文科省が公表したモニタリングデータにより、避難区域である20km圏外の一部地域においても、年間積算線量が高いと推計される地域があることが明らかになってきたため、「こうした地域をどうすべきかについて、政府の考え方をまとめる必要がある」という広瀬参与の問題意識に基づき、4月1日頃から、広瀬チームで検討が開始されたものである。ただし、本件については、地元との調整を担当していた福山官房副長官から、「住民が納得しないまま避難区域を変更することは難しく、時間をかけて地元との調整を行う必要がある」との指示があった。これは、おそらく、（計画的避難区域に含まれる）飯館村からの反発があったのであろう。この指示を受

【取扱い厳重注意】

け、広瀬チームは、計画的避難区域設定の必要性について、住民の納得を得るため、図面を作成に取り掛かったが、これは大変な作業であった。

- 上記の避難区域の変更と並行して、広瀬チームは、「モニタリング強化計画」の策定も行った。これは、「事故発生後ある程度時間が経過したので、(安全委員会が作成した「モニタリング指針」に言う)正確性よりも迅速性を重視する『第一段階』のモニタリングから、迅速性よりも正確性を重視する『第二段階』のモニタリングに移行し、人口密集地域における定点観測等を通じて、住民のニーズに応じたきめ細かいモニタリングを実施すべきである」との広瀬参与の考えに基づくものである。また、広瀬参与は、「モニタリングにおいても、安全委員会が陣頭指揮を執るべきであり、他の機関も安全委員会に期待しているはずである」との考え方を持っていたので、広瀬チームで原案を作成し、安全委員会から関係機関に呼びかけて、同計画を策定していった。
- その他、広瀬チームで担当した案件に、総放出量の推定がある。広瀬参与は、就任当初から、安全委員会として、総放出量に関して何らかの発表を行わなければならないとの問題意識を持っていたようで、同参与は、(時期は正確には記憶していないが)JAEAの■■■■先生に SPEEDI を用いた放出源情報の推定を依頼した。4月12日の発表に際しては、別途総放出量を試算していた保安院との間で事前調整が行われたようであるが、私(吉田参与)は直接担当していなかったため、詳細は分からない。

4. 汚染水の海洋放出

低濃度汚染水の海洋放出については、私は、4月4日以前に関わったことはない。4月4日の朝に、広瀬参与から、東京電力が低濃度汚染水を海洋放出する方向であり、原子力安全委員会としても対応が必要になると聞いた。その際に聞いた内容はそれだけであり、海洋放出しなければならない理由や背景は説明されなかった。そして、広瀬参与から、海洋放出を実施する場合に考慮すべき問題点や留意点を書き出すよう依頼されたため、放出量や人体への影響を事前に評価する必要があること、海外へ通報する必要があること等を書き出し、広瀬参与に渡した。

その後、広瀬参与と私は、東京電力本店に行き、東京電力本店で原子力安全・保安院の黒木審議官から説明を受けた。説明内容は、放出量がどれだけか、放出しなければならない理由、人体への影響は0.6mSv/年と評価したことなど。説明を受けて、私自身としては、高濃度汚染水の移送先が他にないならば、移送スペースを確保するために、集中廃棄物処理施設の低濃度汚染水を放出することは、人体への影響も0.6mSv/年であり、影響は少ないことから、やむを得ない選択だろうと考えた。

5・6号機サブドレン水については、東京電力としてはサブドレン水を海洋放出したい意向であるが、データが足りないため(どのようなデータが足りなかったのかは覚えていない)、海洋放出は保留する方向だと、聞いていたと記憶している。そのため、私は、4月4日の時点ではずっと、5・6号機サブドレン水は海洋放出しないと認識していた。なお、5・6号機サブドレン水の海洋放出の背景・理由等について、地下水が建屋内に浸水

【取扱い厳重注意】

してきている状況だという以上の説明は受けていない。

黒木審議官から説明を受けた後、広瀬参与が、原子力安全委員会からの助言の案を手書きで作成し、私がパソコンで打ち込んだ。そして、その助言案を、広瀬参与と私の後に来られた代谷委員に確認していただき、代谷委員は助言案に 1 項目追加された。そうして作成した助言案を、原子力安全委員会事務局に FAX 送信し、広瀬参与が斑目委員長に電話で説明し、斑目委員長からとりあえずの了解を得た。なお、私が書き出した問題点及び留意点の中で、海外への通報が必要という点については、広瀬参与が、これは当然のことであり、原子力安全委員会から助言することではないと判断し、助言には入れないこととなった。

その後、13 時頃、東京電力及び原子力安全・保安院から海江田大臣への海洋放出についての説明に同席した。原子力安全委員会は、広瀬参与と代谷委員と私の 3 人だった。ただし、そのときは、我々から海江田大臣に助言案の説明はしなかったと思う。

海江田大臣への説明終了後、広瀬参与と代谷委員と私は、原子力安全委員会事務局に戻った。その後、低濃度汚染水の海洋放出について、私は関わっていないが、15 時頃に原子力安全・保安院から原子炉等規制法第 72 条第 1 項に基づく報告と助言の要請の文書が届いたため、それを受けて、全委員で打ち合わせて、当初の案のとおり助言を決定したと認識している。

5. その他 (先方より、以下の部分については、特に強い不開示の要望があった)

[Redacted content]